

『令和7年12月18日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和7年12月定例会】

委員長 若谷正巳

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第2款「総務費」及び歳入の部、第16款「国庫支出金」第3項「委託金」並びに第21款「繰越金」及び第3条第3表「債務負担行為補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、債務負担行為補正にかかわり、川口総合文化センター管理運営業務における特定財源の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第265号「第6次川口市総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたしましたところ、前計画からの主な変更内容について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第201号「川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例」ないし議案第208号「川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」までの以上8議案を一括議題といたしましたところ、全議案にかかわり、受益者負担割合の考え方について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、使用料・手数料の見直しに関する基本方針について、人件費や稼働率なども含めた見直しの方針が示されていることに加え、施設の性質分類による受益者負担割合も曖昧な考え方に基づいたものである。その方針により、住民の福祉の増進を目的に設置され地域の拠点となる公共施設の使用料を算定し、住民への説明や納得がないままに施設の設置目的を逸脱するような受益者負担割合を前提とした改定であることから、反対するとの意見。

また、使用料収入と維持管理経費の支出との間に大きな乖離が生じていることに加え、昨今の物価や人件費の高騰が今後も継続することを踏まえると、現行の使用料水準のままでは安定的な施設運営に支障をきたす恐れがある。本市の公共施設使用料は、これまで大幅な見直しを行うことなく運営されてきており、受益者負担の適正化と施設の維持管理の観点から、今回の使用料の改定はやむを得ないものと考えることから、賛成するとの意見。

さらに、使用料・手数料の見直しに関する基本方針で示された受益者負担割合の分類については、さらなる検討が必要だったと考える。基本方針に基づき算定した金額と今回提案されている金額に大きな乖離があることから、基本方針をより詳細に検討すべきだったと考えることから、反対するとの意見。

また、公共施設の維持管理費をすべて税金で賄おうとすることは、その施設を利用しない市民にも負担を強いることになり公平性を欠くこと。老朽化が進む公共施設を将来世代に引き継ぐためには適切な維持管理費の確保が必要であること。物価やエネルギー価格の高騰が続くなか電気代や人件費等の急激な上

昇分を適切に料金へ反映させなければ、市の負担がさらに増大し、従来の料金設定では管理運営が困難になってしまうこと。これらのことから、市民生活への影響にも配慮した料金設定や激変緩和措置を設けるなどの適切な配慮も行なっている今回の料金改定は適正であると判断することから、賛成するとの意見。

またさらに、受益者負担の考え方や昨今の光熱費等の上昇により、値上げせざるを得ない状況であることは理解できることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第209号「川口市違法駐車等防止条例を廃止する条例」を議題といたしましたところ、警察による放置車両の取り締まり強化の詳細について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第247号「和解契約の締結について（住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報漏えい）」を議題といたしましたところ、当該事案が発生した経緯と再発防止策について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第248号「公の施設の指定管理者の指定について（川口総合文化センター）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第262号「公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（川口市立川口駅前市民ホール）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第198号「川口駅東口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例」及び議案第199号「川口駅西口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、受益者負担の割合について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、川口駅東西口にある地下公共駐車場は市民サービスに供する施設として設置されているなか、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づく算定額は、市のさじ加減一つで変えることができるものと判断することから、反対するとの意見。

また、近年の物価高騰や施設の老朽化に伴う改修に必要なコストの増加は深刻な課題であり、適切な使用料収入がなければ必要な修繕や運営コストを賄えず、結果としてサービスの質が低下することに加え、将来的に多額の税金を投入せざるを得なくなる可能性がある。維持管理の経費は、公費と受益の対価として徴収する使用料によって賄われ、受益者負担の考えや公平性の観点から利用者が相応の費用を負担することは妥当であるとともに、今回の使用料の改定

は利用者の急激な負担の増加と利用率の低下を防ぐための激変緩和措置を考慮した適切な料金改定であることから、賛成するとの意見。

さらに、川口駅西口周辺にはバイクの駐車が西口公共駐車場しかないため、利用率に応じてバイクの駐車台数を増やして欲しいところではあるが、近年の物価高騰により維持管理コストは上昇しており、受益者負担の原則に基づき、一定程度の費用負担を受益者に求めることは公平性を図るうえで必要であることから、賛成するとの意見。

またさらに、二輪自動車の駐車場については利用者を考慮しもう少し台数を増やして欲しいところではあるが、周辺の駐車場と比較すると、市民目線に立った金額であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第200号「川口市税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、特定親族特別控除が創設されたことによる市税収入への影響額について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第230号「工事請負契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園整備工事（その1））」ないし議案第233号「工事請負契約の変更契約の締結について（江川第3調節池整備工事（その2））」までの以上4議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第234号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」ないし議案第245号「訴えの提起について（学校給食費の請求）」までの以上12議案を一括議題といたしましたところ、議案第236号にかかわり、当該事案が発生した経緯について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第271号「川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」ないし議案第274号「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの以上4議案を一括議題といたしましたところ、議案第271号及び議案第272号にかかわり、期末手当の支給割合の引き上げによる影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、議案第271号及び議案第272号にかかわり、市民の暮らしが物価高により非常に厳しくなっているなか、上下水道料金や各種公共料金等の引き上げを進めて市民の負担を増やしているにもかかわらず、それを決定する立場にある職の一時金を引き上げることに市民の理解は得られないと判断することから、反対するとの意見。

また、本市の市長等特別職や議員の期末手当の支給割合の増減は、国家公務員との均衡を考慮するため国の特別職職員の支給割合の増減を参考としているが、令和4年以降は国が令和5年、6年とも支給割合を引き上げたにもかかわらず、本市の特別職は引き上げを見送ってきたという経緯がある。これらを踏まえ、国の特別職職員との均衡を考慮するため、国の給与改定を参考に期末手当の支給割合を引き上げることは、適正かつ合理的な改正である。本市の一般職職員及び会計年度任用職員の給与改定についても、特別職と同様、国家公務員の給与改定を参考とした内容となっており、適正かつ合理的な改正であることから、賛成するとの意見。

さらに、議案第271号及び議案第272号にかかわり、市民生活が非常に厳しい状況において、市民の負担を上げる一方で、特に市長等特別職の期末手当を改定するという事は、市民の理解を得ることができないと考える。近年においては、経済的な状況、市民感情などを勘案し、市長の給与に関しては改定を見送ってきたということであるが、その状況は現在も変わっておらず、今は改定の時期ではないと考えることから、反対するとの意見。

また、今回の改正は、物価動向や社会情勢を総合的に判断したものであるとともに、官民の所得格差の是正や将来にわたって多様な人材が議会へ参画できる環境を整えるための対応でもありと考えており、国の進める国民の所得向上を目指す人事院勧告の趣旨に沿ったものであることから、賛成するとの意見。

またさらに、物価高騰に伴い、今まで政務活動費で十分賄っていた部分も報酬から持ち出さなければならない状況が続いており、市民に対して議員の活動を確実かつ正確に伝えていくためにも必要な措置であると考えていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、個別採決の結果、議案第271号及び議案第272号は起立者多数で、議案第273号及び議案第274号は起立者全員でそれぞれ可決と決しました。

最後に、議案第197号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。